

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーとの良好な信頼関係の構築を通じて、誠実かつ公正な精神で経営理念を実現することが、社会的責任であると認識しております。このため、社会から一層信頼される企業を目指し、行動指針を定めるとともに、内部統制システムの強化がコーポレート・ガバナンスの根幹をなすものと考え、取締役会にて審議決定された内部統制基本方針に基づき、代表取締役社長を議長とする内部統制委員会、コンプライアンス委員会及びリスク統制委員会において継続的な法令の遵守と倫理綱領の周知徹底を図っております。また、内部統制委員会では、内部統制システムの有効性の向上、経営資源の有効活用の向上及び適時・適切なディスクロージャーの実施による透明性の向上などの審議・報告を行い、企業価値を高めるべく、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

<経営理念>

- お客さま一人ひとりにとっての新しいくらしの夢と満足を創造し続けます。
- 安心と信頼をベースに、独自性のあるNo. 1企業を目指します。
- 目標を共有し、社員が思う存分に能力を発揮できる、風通しのよい職場をつくります。

<行動指針>

- お客様とともに
 - ・お客様のニーズに合った商品やサービスを提供し、お客様の満足向上に努めます。
 - ・お客様の個人情報保護を徹底し、お客様からの信頼を得られるよう努めます。
- 従業員とともに
 - ・一人ひとりの人格、価値観を尊重し、チームワークを大切に、相互成長を図ります。
 - ・柔軟な発想で創意工夫を行い、自己革新を図ります。
- 株主とともに
 - ・長期的、安定的な成長を通じて、企業価値向上を目指します。
 - ・適時適正な情報開示により経営の透明性を高め、株主の利益を守ります。
- ビジネスパートナーとともに
 - ・社会規範を遵守し、公平かつ適正な対応を行い、健全な関係を維持します。
 - ・コンプライアンスの厳格な対応により、公明正大に事業活動を行います。
- 社会・環境とともに
 - ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、毅然とした態度を貫きます。
 - ・積極的に地域との交流を深め、良き企業市民として、地域との調和を図ります。
 - ・環境問題に取り組むことにより、地球環境保護に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SMFGカード&クレジット	548,178,700	67.49
株式会社ダイエー	44,028,600	5.42
アコム株式会社	32,085,000	3.95
シティグループ証券株式会社	17,419,400	2.14
三井物産株式会社	10,800,100	1.33
銀泉株式会社	8,200,000	1.01
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,115,600	0.63
日本生命保険相互会社	4,213,928	0.52
第一生命保険株式会社	3,882,306	0.48
三井住友カード株式会社	3,840,000	0.47

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、名古屋 第一部

決算期

3月

業種

その他金融業

(連結)従業員数

1000人以上

(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	株式会社三井住友フィナンシャルグループ(上場:東京、大阪、名古屋)
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

○親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由
 当社の親会社である株式会社SMFGカード&クレジットは、株式会社三井住友フィナンシャルグループの100%子会社であるため、当社に与える影響が最も大きいと認められる親会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループであります。

○親会社等の企業グループにおける当社の位置づけ及び関係について
 当社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社SMFGカード&クレジットの連結子会社であり、株式会社三井住友フィナンシャルグループの議決権所有割合は69.20%(間接保有)となっております。
 人的関係につきましては、当社取締役13名のうち7名が三井住友フィナンシャルグループ出身者であります。

当社グループは、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体の実現」という、株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営方針を踏まえつつ、独自の判断に基づいて意思決定しており、当社の経営につきましては、上場会社としての自主性、独立性が確保されております。

○支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針について
 当社と親会社等との取引等につきましては、少数株主の利益を害することがないよう業務の健全性、適切性ならびに取引の公正性確保の観点から適切に対応する体制を整備しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
城野 和也	他の会社の出身者	○		○	○	○		○	○	
井上 康文	他の会社の出身者					○			○	
内藤 行雄	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
城野 和也	株式会社SMFGカード&クレジット 代表取締役社長	同氏は当社の親会社である株式会社SMFGカード&クレジットの代表取締役社長であります。同氏の株式会社三井住友銀行における金融ビジネスに関する豊富な経験に加え、経営者としての高い見識から、当社の経営に対する確かな助言をいただけるものと判断したため。
井上 康文	株式会社ダイエー	同氏は当社の取引先及び主たる株主である株式会社ダイエーの出身者であります。同氏の株式会社ダイエーにおける幅広い分野での部長職等の経験、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、当社の経営に対する確かな助言をいただけるものと判断したため。
内藤 行雄	名古屋鉄道株式会社 専務取締役 ※独立役員	(社外取締役) 同氏の経営者としての豊富な経験や高い見識から、当社の経営に対する確かな助言をいただけるものと判断したため。 (独立役員) 同氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある基準に該当せず、一般株主の利益にも適切に配慮した意思決定が行われるよう、会社法で定められた権限・職責の範囲で必要なモニタリングや意見表明をおこなっていただけると判断したため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

各社外取締役は、やむを得ない事情がある場合を除き、取締役会には全て出席しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

必要に応じて、会計監査人との相互の意見・情報交換を行うなどの連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、独立組織の監査室が行っており、関係会社を含め、内部統制、リスク管理、コンプライアンス等の視点から監査を実施し、監査役への情報提供等により連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
堀 裕	弁護士				○				○	
長友 英資	他の会社の出身者				○	○			○	
川上 明彦	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
堀 裕	堀総合法律事務所 代表弁護士 ※独立役員	(社外監査役) 同氏の弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に加え、平成16年5月より当社の社外監査役を務めていただき、その経験・見識を引き続き当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため。 (独立役員) 同氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある基準に該当せず、一般株主の利益にも適切に配慮した意思決定が行われるよう、会社法で定められた権限・職責の範囲で必要なモニタリングや意見表明をおこなっていただけると判断したため。
長友 英資	株式会社ENアソシエーツ 代表取締役 ※独立役員	(社外監査役) 同氏の証券・金融市場に対する専門的な知識と豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため。 (独立役員) 同氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある基準に該当せず、一般株主の利益にも適切に配慮した意思決定が行われるよう、会社法で定められた権限・職責の範囲で必要なモニタリングや意見表明をおこなっていただけると判断したため。
川上 明彦	川上・原法律事務所 代表弁護士 ※独立役員	(社外監査役) 同氏の弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため。 (独立役員) 同氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある基準に該当せず、一般株主の利益にも適切に配慮した意思決定が行われるよう、会社法で定められた権限・職責の範囲で必要なモニタリングや意見表明をおこなっていただけると判断したため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

各社外監査役は、やむを得ない事情がある場合を除き、取締役会には全て出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績を踏まえた報酬をもって職務に当たっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬 465百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については総務部が、社外監査役については監査役専任スタッフが、それぞれサポートしております。また、取締役会上程議案について、事前に社外取締役、社外監査役宛て通知し、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

○現状のガバナンス体制の概要と採用している理由

当社は、社外取締役の選任と監査役会と内部監査部門等との連携によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。社外取締役は、経営に対する監視・監督、的確な助言等を行い、経営効率の維持向上を図っております。監査役会は、内部監査・内部統制部門等と連携を図ることで、経営に対する監督機能を強化しております。このようなコーポレート・ガバナンス体制の採用により株主・投資家等からの信頼を確保できるものと判断しております。

1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況(平成22年6月23日現在)

取締役会は、取締役13名(内、社外取締役3名)で構成され毎月1回定期的にまた必要に応じて臨時に開催されており、法令で定められた事項や経営に関する事項については、すべて付議しております。社外取締役には、各氏の豊富な経験や高い見識で監視・監督いただくとともに、経営に対する的確な助言をいただいております。また社外取締役の内1名を独立役員として届け出ております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役5名(内、社外監査役3名)で構成されております。監査役は、取締役会、隔週で重要事項の審議等を行う経営会議、週次で重要事項等の報告等を行う執行会議、四半期毎に取締役会にて審議決定された内部統制基本方針に基づき内部統制の周知徹底等を行う内部統制委員会、月次で内部統制基本方針に基づきコンプライアンスの周知徹底を行うコンプライアンス委員会、全社的なリスク管理に関する審議、決定、報告を行うリスク統制委員会などの重要な会議に出席し、取締役等からの報告の聴取、及び重要な決裁書類を閲覧するなどして監査業務を行っております。また社外監査役全員を独立役員として届け出ております。

監査役は上記の会議体に出席する他、代表取締役、会計監査人と定期会合をもち、情報の提供と共有に努める等により適時適切な意思疎通を図っております。また、内部監査部門等から定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める等により意思疎通を図っております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、独立組織の監査室が行っており、関係会社を含め、内部統制、リスク管理、コンプライアンス等の視点から厳正な監査を実施し、代表取締役社長に報告するとともに、監査役への情報提供等により連携を図り、経営の透明性を高めております。監査役は、監査方針に基づき、取締役会や重要な会議体への出席、取締役等からの報告の聴取、重要な決議書類の閲覧などに加え、会計監査人との相互の意見・情報交換を行うなどの連携を図り、内部統制の整備及び運用状況を監視・検証しております。

3. 部門におけるコンプライアンスの強化

コンプライアンス体制の強化及び個人情報の適正な管理・監督を目的として、各部門に「コンプライアンス責任者」「コンプライアンス推進リーダー」を任命し、行動指針の趣旨に従ったマネジメントを行っております。また、内部統制本部は、法務部・内部統制推進部・リスク統制部・お客様満足推進部で構成され、コンプライアンス・内部統制・リスク管理について全社横断的に統括管理しております。

4. 社内・社外からの情報の収集、対応

組織の存続・発展に障害となる組織慣行を直接従業員から把握するため内部通報制度として「セディナ・ヘルプライン」を社内及び社外(弁護士事務所)に設置しております。また、外部からの通報については、加盟店、監督官庁からの情報も含め「お客様の声」のフローで情報収集し、適切に対処する仕組みを構築しております。

5. 役員報酬の内容

取締役に対する報酬	465百万円
監査役に対する報酬	58百万円

6. 会計監査

会計監査については、あずさ監査法人と契約を締結し、轟芳英公認会計士、永田昭夫公認会計士、及び宮田世紀公認会計士が指定社員として会計監査業務を執行しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第84回定時株主総会は2010年6月23日(水)に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(通期・第2四半期)の決算発表時に、機関投資家・アナリスト向け説明会を開催し、代表取締役社長が決算内容や経営計画に関する説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、適時開示資料、プレスリリース、有価証券報告書及び四半期報告書、アニュアルレポート、決算説明会資料等を掲載しております。 URL: http://www.cedyna.co.jp/company/index.html	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針の中で、「私たちは、全てのステークホルダーの皆様から信頼され続ける企業を目指し、社会的責任を果たして経営理念の実現を目指します。」と規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地域との調和を図りつつ、自主的に社会貢献活動に取り組み、社会とともに発展することを目指します。また、社会貢献活動により、「良き企業市民」となるように努め、より良い社会づくりに貢献するとともに地球環境問題を企業経営における重要課題として捉え、地球環境保全に対して自主的かつ積極的に行動し環境に配慮した社会の構築にも貢献します。これら当社のCSR活動をご理解いただくため、2009年11月に「CSRレポート2009」を発行いたしました。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○内部統制基本方針

(前文)

当社及び子会社は、内部管理体制の確立を含む内部統制システムを重要な経営課題として位置付け、法令等の遵守、業務の効率性の確保、経営資源の有効活用を通じた経営効率の向上など、企業価値の向上に向けて、その充実を図っています。

そのために、会社法第362条第5項に基づき、同法同条第4項6号及び会社法施行規則第100条の定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する基本方針を定めます。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題のひとつとして認識し、社会から信頼され、社会と共生し健全な事業活動を行うために必要不可欠なものとして業務運営の基本に位置付けると共に、当社のコンプライアンスの基本方針や取組について定める「コンプライアンス規程」に基づき、法令及び社会規範の遵守の体制を構築します。

(2) 「内部統制委員会」又は「コンプライアンス委員会」、「リスク統制委員会」を定例開催し、内部統制やコンプライアンス全般に亘る基本方針、体制等の審議決定や遵守状況等の報告を行うこととします。

(3) 法務部が当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・運用・改善を担当するとともに、役員及び従業員が遵守すべき法令及びルールの具体的内容を明示したコンプライアンスマニュアルを整備し、各部署・支店単位でコンプライアンス責任者を定め、組織の末端までコンプライアンスに関する意識の周知徹底を図ることとします。

(4) 業務関連部署から独立した監査室を設置し、グループ会社も含め、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果について取締役会にて報告します。

(5) 取締役は、取締役会での業務執行状況の報告等を通じ、他の取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかどうかを相互に監視します。また、当社は社外取締役を選任し、経営の監督機能を強化します。

(6) 金融商品取引法等に基づく財務報告の信頼性を確保するため、必要な体制の整備を行い、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して内部統制の有効性を評価します。

(7) 当社並びに取締役及び従業員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度(セディナヘルプライン)を整備し、その周知徹底を図り、これを適切に運営します。

(8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わりを持ちません。また、不当な要求を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で拒絶します。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報に関しては、文書管理規定に従って、適切に保存、管理及び廃棄を実施するとともに、当該文書等の存否及び保存状況を検索可能とする体制を構築し、取締役及び監査役は、文書管理規定に従い、随時、これらの情報を閲覧できるようにします。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 「内部統制委員会」又は「リスク統制委員会」において当社及び当社グループ全体のリスク管理の基本方針の決定、管理状況の報告等を行います。リスク統制部はリスク管理体制の構築・運用・改善を担当するとともに、リスク管理に関して定めた「リスク管理基本規程」に基づき、個別リスク毎の管理体制を構築します。

(2) 監査室はリスク管理体制に関する内部監査を実施し、管理すべき各リスクについて、管理機能が有効に機能しているかを監査し、その結果について取締役会にて報告します。

(3) 危機事態が発生した場合には、「危機管理基本規定」に基づき、損害を最小限に止める体制を整えます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 会社の持続的な成長を確保するための企業戦略である中期経営計画を策定し、目標達成に向けた経営の意思決定、経営資源の配分、ITを活用した業績管理等を行うこととします。

(2) 取締役の担当職務を明確にするとともに、組織・業務分掌規定等を定め、これらの規定に則った取締役及び社員への適切な権限委譲を行います。

(3) 執行役員制度の導入により、経営と執行の役割分担を明確にし、効率的な執行体制を構築します。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループ会社における適正な業務運営を確保するための体制を構築することを目的として定めた「関係会社管理規定」により、グループ会社における内部統制システムの浸透を図ります。

(2) 当社の「内部統制委員会」又は「コンプライアンス委員会」、「リスク統制委員会」にグループ会社社長も参加し、セディナグループとしての内部統制システムの構築を進めます。また「グループ執行会議」を開催し、グループ会社社長から業務執行の状況や重要な経営課題等について直接報告を受け、対応方針や対応状況を確認・指示します。

(3) グループ会社の適切な内部統制システムの構築に向け、当社の各担当役員及び各部門は、必要な指導・支援を行うこととします。

(4) グループ会社の業務活動全般を当社監査室による定期的な内部監査の対象とし、その結果について取締役会にて報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を配置します。

(2) 監査役の補助使用人の人数、具備すべき能力等については常勤監査役と協議の上決定し、適切な人材を配置します。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役を補助する使用人については取締役からの独立性を確保することとし、補助使用人が監査役補助職務を遂行する場合には、監査役以外の指揮命令を受けないこととします。

(2) 監査役を補助する使用人の人事課は常勤監査役の同意を得るものとし、選任及び異動は常勤監査役と取締役が協議の上行います。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加えて、監査役の求める事項について速やかに報告する体制を整えるものとし、

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役と内部監査部門との連携体制を確立するとともに、取締役は、監査役が必要とする外部からの情報収集等に関し支援します。

(2) 重要な業務執行に関わる会議体への監査役の出席を求め、監査が実効的に行われるようにします。

(3) 監査役が必要と認めた場合に、弁護士、コンサルタント、公認会計士等外部専門家を活用できる環境を整備します。

以上

○反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力取引排除宣言をしております。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、

(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。

1. 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。

2. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

3. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

4. 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。

5. 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

○反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力取引排除宣言を行い、反社会的勢力に対する基本方針・反社会的勢力による被害の防止に関する規定を整備しております。

1. 対応統括部署(責任部署)の設置状況

本店総務部・総務部

2. 外部の専門機関との連携状況

所轄警察担当係、暴力追放運動推進センターおよび弁護士

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求等が発生した際には、発生部門より責任部署への報告体制構築。

責任部署において、各部門からの報告を元に反社会的勢力に関する情報データの作成・管理。

4. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力による被害の防止に関する規定を整備。

5. 研修活動の実施状況
担当役職員に対して、最低年1回実施。

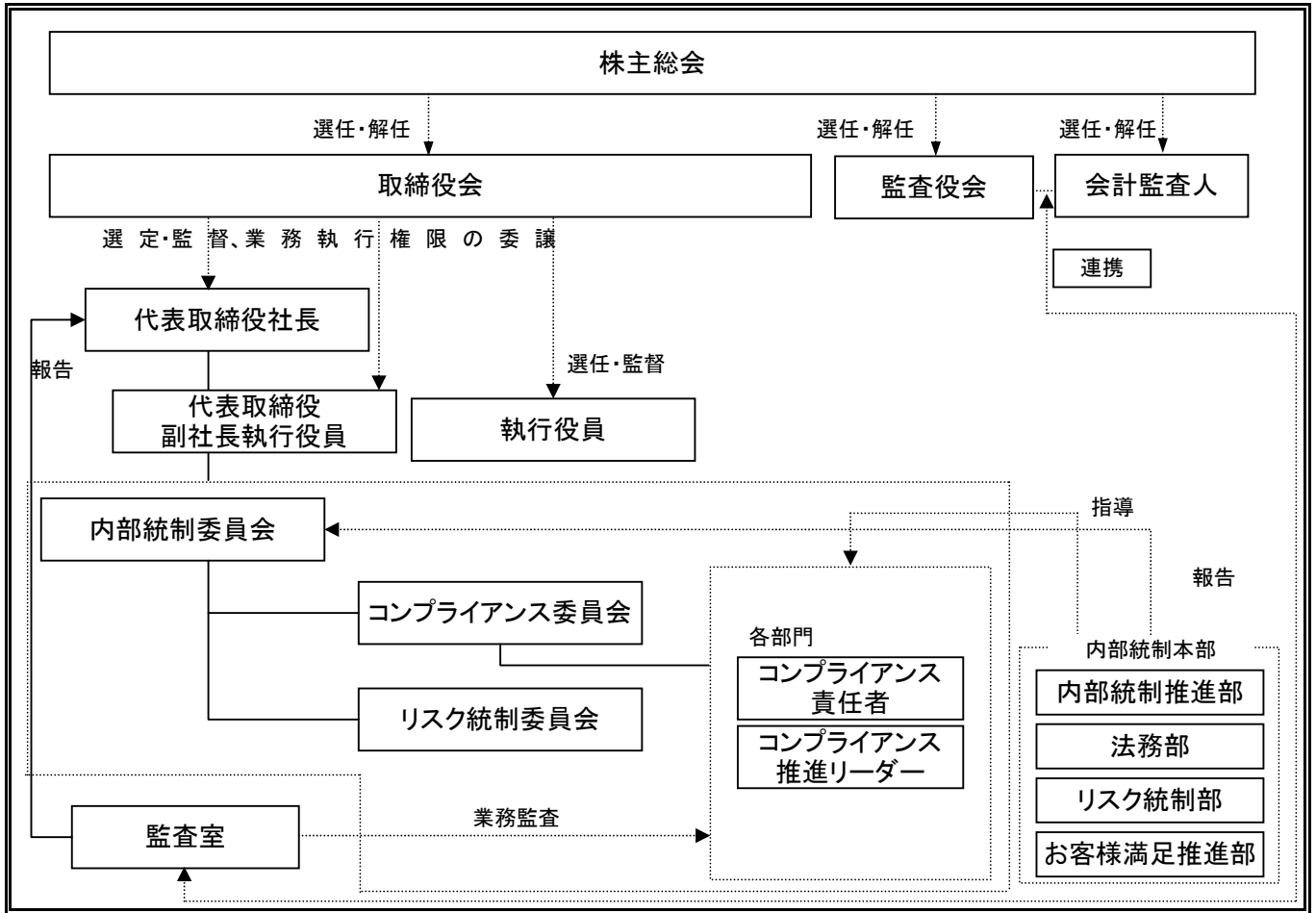
Vその他

1. 買収防衛に関する事項

特段の対応なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図



適時開示体制の概要(模式図)

